

① 住まいや身の回りのこと

り災証明書			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
※	○	○	-

※応急修理により居住が可能になる場合

① 住まいや身の回りのこと

(4) 被災住宅の応急修理

建設課建築住宅グループ
☎ 27-2325

支援の内容

災害により住宅が大規模半壊または半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して被災した住宅の壊れた屋根、基礎およびドア等の開口部ならびに上下水道の配管・配線等の日常生活に必要な最小限度の部分の応急的な修理の支援をします。

<修理限度>

1 世帯当たり58万4千円

※同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなします。

※応急修理は町が業者に委託して実施します。

活用できる方

- ① り災証明書による全壊・大規模半壊・半壊に該当する方
※全壊の住家は、応急修理をすることにより居住が可能である場合
- ② 民間賃貸借上げ住宅に入居していない方
- ③ 修理した住宅での生活が可能となると見込まれる方
- ④ 応急仮設住宅に入居されない方

手続き

住宅の応急修理を希望する方は、町に申込書を提出します。工事費用は、町が直接工事業者に支払います。

※限度額を超えた分および対象外工事分は自己負担となります。

※対象工事については窓口でご確認ください。

必要書類

- ・ 応急修理申込書
- ・ 応急修理申込書世帯全員分の住民票
- ・ り災証明書
- ・ 半壊の場合は申出書
- ・ 工事見積書

申込期限

平成31年3月29日(金) まで

※応急修繕工事が業者の都合等で4月以降になる場合も、期限までに申し込みをしてください。

り災証明書			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
○	△	△	—

① 住まいや身の回りのこと	
(5) 被災家屋の解体撤去	町民福祉課町民生活グループ 被災家屋解体ダイヤル ☎080-2873-0489 ☎080-2873-0490

支援の内容

り災証明により全壊と判定された個人の家屋や中小企業の事業所の解体撤去にかかる費用を補助します。

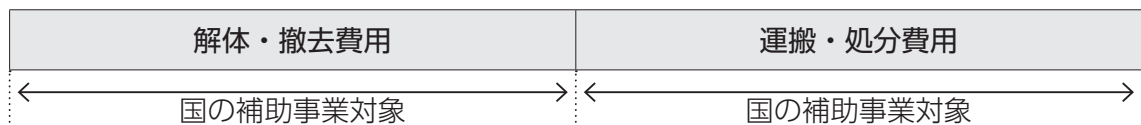
- ※「半壊」「大規模半壊」と判定されたものは、解体費（家屋の延べ床面積×町が定める構造別単価）の1/2が補助対象となる場合がありますので、事前にご相談ください。
- ※中小企業者の事業所とは、中小企業基本法に定める中小企業者が所有する事業所です。
- ※平成30年9月6日時点での家屋の所有者が対象です。

また、すでに自費で解体撤去した場合は、町で算定した額と解体業者への支払額のいずれか低い額を限度としてその費用を負担します。

※平成30年10月10日(水)までに解体撤去業者と工事契約を交わした方が対象です。

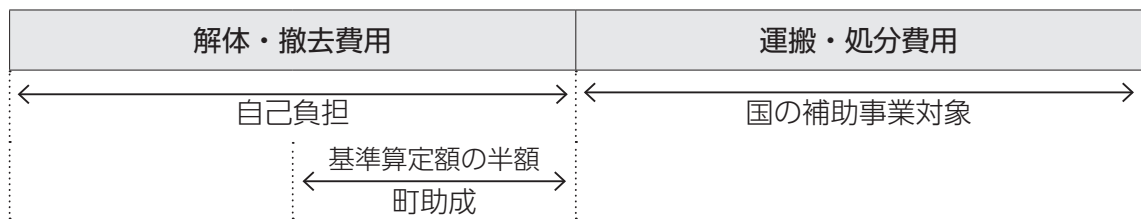
<全壊>

町に依頼した解体・撤去費用および運搬・処分費用の全額が国の補助の対象です。



<大規模半壊・半壊>

自己負担となる解体・撤去費用のうち、基準算定額の半額を町が助成します。町に事前申請が必要です。（基準算定額＝町が定める㎡単価）



対象となる家屋

り災の状況が全壊・大規模半壊・半壊に該当する3階建てまでの戸建て住宅、または戸建て住宅以外で2階建以下かつ高さが10m以下のもの

受付期間

平成30年10月11日(木)～平成31年3月29日(金)
午前9時～午後5時（土曜・日曜・祝日および12月28日～1月6日は除く）

手続き

必要書類をご用意の上、厚真町総合ケアセンターゆくり内の受付窓口にお申し込みください。必要な様式は受付窓口にあります。

必要書類

- ① 依頼書
- ② 家屋等所有者の実印および印鑑登録証明書（共有者がいる場合は全員分）
- ③ 法人の代表者印および商業・法人登記簿謄本（法人所有の場合）
- ④ 身分証明書（運転免許証、パスポート等）
- ⑤ リ災証明書
- ⑥ 被災家屋の写真
- ⑦ 被災家屋の登記事項全部証明書（未登記の場合は固定資産証明書）
- ⑧ 解体・撤去同意書（共有者がいる場合）
- ⑨ 解体・撤去同意書（賃貸家屋の場合、居住者全員分）
- ⑩ 廃棄物処理のマニフェスト伝票または計量伝票（すでに自費で撤去された方）

※以下代理人が申請する場合

- ⑩ 委任状
- ⑪ 代理人の印鑑（認印可）

り災証明書			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
—	—	—	—

① 住まいや身の回りのこと	
(6) 復旧作業実施に伴う倒木の撤去	産業経済課農林業グループ ☎ 27-2419

支援の内容

道路、河川、農地、宅地、山地等の復旧作業により発生している倒木の撤去を行います。
倒木の所有権を主張されるなど異議がある場合は、お申し出ください。

なお、今後実施を予定している復旧作業により発生する倒木も同様に撤去していきます。

作業開始年月日

平成30年10月15日(月)

作業区域

朝日地区、東和地区、高丘地区、幌里地区、桜丘地区、吉野地区、富里地区、幌内地区、
本郷地区、宇隆地区、美里地区、豊沢地区、新町地区、豊丘地区、鹿沼地区

追加 第7版で追加

り災証明書			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
—	—	—	—

① 住まいや身の回りのこと

(7) 厚真町住宅復旧支援事業補助金

まちづくり推進課総合戦略グループ
☎ 27-3179

支援の内容

被災した住宅の早期復興のため、被災者が町内で行う住宅基礎の傾斜修復工事と、それに併せて実施する住宅下の地盤改良工事にかかる費用の一部を助成します。

対象者

平成30年北海道胆振東部地震により被災した住宅が建つ土地の所有者等
※管理者または占有者は、所有者の承諾が必要です

対象となる建物

- ・戸建住宅
- ・アパートおよびマンション
- ・店舗(事務所)併用住宅 ※住宅の用に供する部分のみ対象

対象となる工事

- ・地盤改良工事(住宅建屋下の工事)
- ・住宅基礎の傾斜修復工事(基礎の沈下または傾斜を修復する工事)

補助金額

対象工事に要した費用から50万円を控除した額に2分の1を乗じた額

※上限200万円

※対象工事費は審査により確定します。

※北海道胆振東部地震の被災による修復工事であり、すでに工事が完了しているものを含みます。

必要書類

※申請前に、工事内容が交付対象となるかを窓口までご相談ください。

- ① 厚真町住宅復旧支援事業補助金交付申請書(別記第1号様式)
- ② 対象工事の設計図書(位置図、計画平面図など)
- ③ 対象工事の見積書の写し
- ④ 住宅基礎の被害を確認できる資料
- ⑤ 土地・住宅の所有者(申請者を除く)全員または一部の承諾書
- ⑥ 土地・建物の全部事項証明書および公図
- ⑦ り災証明書
- ⑧ 住民票
- ⑨ その他、町長が必要と認めるもの

受付期間

平成31年3月1日から3年間

追加 第7版で追加

り災証明書			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
—	—	—	—

① 住まいや身の回りのこと

(8) 厚真町住宅再建融資利子助成

まちづくり推進課総合戦略グループ
☎ 27-3179

支援の内容

被災した住宅の早期復興のため、被災者が町内で住むための住宅を新築または購入するために金融機関等から融資を受けた場合の借入金にかかる利子の一部を助成します。

対象者

町内で住宅を再建するために金融機関等から融資を受け、次のいずれかの要件を満たす方

- ① 応急仮設住宅（みなし仮設等を含む）の入居者であり、供与期間内に退去される方
- ② り災証明書で全壊の判定を受けた方
- ③ り災証明書で大規模半壊または半壊の判定を受けた方

助成額

借入額×利率×80%

※利率は、借入時の住宅金融支援機構（災害復興住宅融資）の利率と実際の借入契約の利率のいずれか低い利率とします。

※助成金の上限額は100万円です。

必要書類

- ① 交付申請書
- ② り災証明書の写し
- ③ 金銭消費貸借契約書、工事請負契約書、返済予定表の写し
- ④ 住民票（再建した住宅に入居する世帯全員のもの）
- ⑤ その他関係書類等

受付期間

平成31年3月1日から3年間

追加 第7版で追加

り災証明書			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
—	—	—	—

① 住まいや身の回りのこと

(9) 厚真町リバースモーゲージ利子助成

まちづくり推進課総合戦略グループ
☎ 27-3179

支援の内容

被災した住宅の早期復興のため、被災者が町内で住むための住宅を新築または購入するために金融機関等から融資を受けた場合の借入金にかかる利子の一部を助成します。

対象者

町内で住宅を再建するために災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）等のリバースモーゲージ型の融資を受けられた方で、次のいずれかの要件を満たす方

- ① 応急仮設住宅（みなし仮設等を含む）の入居者であり、供与期間内に退去される方
- ② り災証明書で全壊の判定を受けた方
- ③ り災証明書で大規模半壊または半壊の判定を受けた方

※リバースモーゲージ型融資とは

月々の返済は利息のみとし、借入金の元金は申込人（連帯債務者含む）全員が亡くなった時に、手元金による支払、融資住宅及び土地の売却等の方法により一括してご返済いただくしくみです。

助成額

住宅を再建するために借り入れた額に以下の計算で得た額を一括助成します。

借入額×利率×80%×20年分

※利率は、借入時の住宅金融支援機構（災害復興住宅融資）の利率とします。

※助成金の上限額は100万円です。

必要書類

- ① 交付申請書
- ② り災証明書の写し
- ③ 金銭消費貸借契約書、工事請負契約書、返済予定表の写し
- ④ 住民票（再建した住宅に入居する世帯全員のもの）
- ⑤ その他関係書類等

受付期間

平成31年3月1日から3年間